

成年後見制度の運用改善等に関するワーキング・グループ結果概要

主査 新井誠

「適切な報酬算定に向けた検討と報酬助成の推進等に関すること」

1 専門職団体による報告

ア 日弁連

- ・付加報酬額は全体に低額。法テラスの代理援助基準をかなり下回っていたり、業務負担が適切に反映されていない実態がある。専門性に配慮した付加報酬額の算定が求められる。本人に資力がなく、付加報酬を請求できない案件も相当数あり、本人の権利をしっかりと擁護していくためには、後見人の善意に頼るのではなく制度として持続可能となる対応が必要。
- ・無報酬案件を受任している弁護士後見人も相当数おり、成年後見制度利用支援事業（報酬助成）の拡充、助成対象要件、助成額等の運用改善、地域間格差の是正が必須。

イ 成年後見センター・リーガルサポート

- ・後見人等の報酬額について、ボリュームゾーンは年額で 20 万円台半ば。地域ごとのばらつきや一定の無報酬案件も見られる。
- ・報酬支払いに困難がある案件は、中核機関は受任者調整がしにくく、裁判所は専門職団体から後見人候補者の推薦を受けにくい。適切な報酬助成の実施こそが成年後見制度の利用促進につながる。

ウ 日本社会福祉士会

- ・本人の資産状況は流動資産額 100 万円以下が 4 割強であり、報酬受領困難ケースが一定数あることが推測される。報酬を全額または一部未受領の件数は 11.4%。
- ・報酬助成を受けている件数は 14.7%だが、地域格差が広がっており、助成額を報酬付与決定額の一部とする自治体が多い。成年後見制度利用支援事業は、全国で水準統一が必要。
- ・社会福祉士が関与する事案は身上保護に関わるものが多く、一時的な法律行為のみではなく財産を積極的に活用する場合も多いため、付加報酬の評価が課題。

2 適切な報酬算定に向けた検討

(1) 最高裁判所による報告

- ・全国の家裁における報酬額のシミュレーションや検討過程で出た課題を踏まえ、現実に運用する観点からの今後の方向性は、従前どおり資産額が基本報酬の考慮要素になることを前提に、下記①～④のとおりとするものであり、令和 7 年 4 月からの運用開始を予定している。
- ① 身上保護や意思決定支援に関する事情も適切に把握できる報告書式とする。
- ② 個々の法律行為等に着眼して積算しないことを前提に、プロセス全体を見て身上保護を評価する。

- ③資産額が非常に高額であるために報酬額も高額になる事案については、事務負担の程度等事案全体を見て評価することで、従前よりも減額になることも考えられる。財産管理の付加報酬については、専門性を適切に評価するという観点から、法テラスの代理援助立替基準を参考にする。
- ④報酬付与額の平均などの過去の実績を示すことで、できる限り予測可能性の確保に努める。

(2) 委員の主な意見

- ・「意思決定支援を踏まえた後見事務ガイドライン」の趣旨がどのように踏まえられるのか。意思決定支援研修を受けたか、意思決定支援のプロセスを踏んだか確認できる報告書にしてはどうか。
- ・家裁で報酬算定に携わる方々は、意思決定支援研修を受講してほしい。
- ・チーム支援の中での後見人の働きを評価する場合、周りの支援者によって困難さが変わることがあるため、どのように評価するかは今後の課題。
- ・家裁だけで身上保護事務の実態をつかんで評価することは難しく、中核機関や支援チームの意見を聴取してほしい。
- ・助成制度の実施主体である市町村の意見も聞いてほしい。
- ・報酬額について、予測可能性の確保は難しいとしても、一定想定でき、成年後見制度の利用判断につながるようなことは示してほしい。

3 報酬助成の推進等

(1) 厚生労働省による報告

- ・市町村長申立ての適切な実施及び成年後見制度利用支援事業の推進に向けた留意事項を整理し、令和5年5月に事務連絡を発出した。この中で、成年後見制度利用支援事業の適切な実施のための必要な見直しとして、以下の点について検討するよう依頼したほか、好事例を共有し、成年後見制度利用支援事業の周知・広報、都道府県による広域的見地からの市町村支援を依頼した。
 - 未実施市町村においては、当該事業を実施すること
 - 市町村長申立の場合に限らず、本人や親族からの申立等も対象とすること
 - 費用の補助がなければ利用が困難な方を対象としている趣旨を踏まえ、広く低所得者を対象とするような要件の設定とすること
 - 後見人以外の、後見監督人、保佐人、保佐監督人、補助人、補助監督人についても助成対象とすること

(2) 法務省による報告

- ・法律専門職である後見人が、他の弁護士等に民事裁判等手続を依頼した場合に代理援助の利用を認めるか否かについて、現在は、医療過誤事件等、特に専門性が高い分野に属する事件に限定して認めているところ、それ以外にも、複雑で専門的であり、他の弁護士等に依頼したほうが被後見人の権利擁護に資するようなケースがあるかもしれないため、資力基準等の要件を満たすことを前提として、他の弁護士等に依頼して代理援助を利用する必要性があり、民事法律扶助の趣旨を没却しない範囲でその利用が許容される場合とはどのような場合かということ等について、法テラス、日弁連、最高裁と打合せを継続している。
- ・後見人報酬と代理援助報酬の均衡については、財産管理の付加報酬について代理援助立替基準を参考にするとの最高裁報告も踏まえつつ、被後見人に不当な負担が生じないよう検討を進める。

(3) 委員の主な意見

(厚生労働省報告について)

- ・要綱を見てどのぐらい助成が得られるかを分かりやすく示してほしい。
- ・資産要件について、後見人等が本人以外の世帯全員の資産まで把握することは困難。
- ・全国どこにいても利用できる制度とするためには、自治体の努力だけではなく、国の仕組みやルール、報酬・報酬助成の一層の検討を今後も進めてほしい。
- ・市町村格差について、資力がないために成年後見制度が利用できないことは生活保障の規範内容に関わる問題であって、財源確保等の課題もあり助成困難と単純に言い切るのは非常に軽い。
- ・権利保障として、地域支援事業内の任意事業の位置付けでよいのか、実行補助率の低い地域生活支援事業の枠組みでよいのか。

(法務省報告について)

- ・司法による権利擁護支援を身近なものにする観点から、裁判を受ける権利も検討に加え、民事法律扶助の枠組みや運用を柔軟にし、財源を拡充して法的課題に関する付加報酬に対応してほしい。